

平成30年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「 条 例 案 」 5 件	
1	秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第102号)：平成30年8月2日公布、平成30年10月1日施行	<p>○改正理由 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年厚生労働省令第102号)等に伴い、サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 サテライト型養護老人ホームの本体施設とすることができる施設に養護老人ホームを加えることとする。 2 1に伴い、サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員および看護職員の配置基準を改める。 3 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年10月1日から</p>
2	秋田市農山村地域活性化センター条例を設定する件	<p>○設定理由 農山村地域活性化センター(以下「センター」という。)を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 1 本市の農山村の多様な地域資源を活用し、農業、自然、地域文化等に関する体験および学習を通じて市民の交流等を促進することにより、農山村地域の活性化を図るため、センターを設置する。 2 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこと等とする。 3 利用者は、センターの利用料金を指定管理者に支払わなければならないこと等とする。 4 センターの利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。 5 センターの利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めること等とする。</p>

- 6 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、センターの利用料金を減免することができることとする。
- 7 センターの利用料金は、原則として還付しないこととする。
- 8 市長は、管理上支障があるとき等にセンターの利用の許可の取消し等ができることとする。
- 9 利用者の目的外利用等を禁止することとする。
- 10 利用者がセンターの施設の利用に当たって特別の設備等をするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 11 センターの利用を終えたとき等の原状回復の義務について規定する。
- 12 センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないこととする。
- 13 センターの管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- 14 指定管理者は、条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならないこととする。
- 15 指定管理者が行う業務は、センターにおける催しの企画および運営に関すること等とする。
- 16 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。
- 17 センターの施設の利用料金は次のとおりとする。

施設	利用料金	
	単位	金額
研修室 1	1 時間につき	136円
研修室 2		160円
研修室 3		201円
研修室 4		159円
多目的ホール		398円

備考

- 1 研修室 1、研修室 2、研修室 3 又は研修室 4 において冷暖房設備を利用する場合は、1 室 1 時間につき、冷房設備にあつては80円を、暖房設備にあつては90円を加算する。
- 2 多目的ホールにおいて照明設備を利用する場合は、1 時間につき100円を加算する。
- 3 利用時間が 1 時間に満たない場合は当該利用時間を 1 時間とし、利用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は当該端数を 1 時間に切り上げる。
- 4 利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表（備考の 1 および備考の 2 を除く。）の規定に基づき算定した額の 2 倍に相当する額とする。

○施行期日等

平成31年 4 月 1 日から。ただし、利用の申込み等に係る規定は同年 3 月 1 日から

<p>3 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）：平成30年6月27日公布、一部を除き公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正（平成30年法律第67号）に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料を27,000円とする。 2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料を160,000円とする。 3 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 規則で定める日から ※建築基準法の改正法が6月27日に公布され、今回の条例改正に係る部分の施行期日が公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされたことから、9月26日までは施行期日を定める政令が公布される見込み。</p>
<p>4 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 勝平小学校、勝平中学校共同調理場において浜田小学校の給食を調理することに伴い、同共同調理場の名称を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 勝平小学校、勝平中学校共同調理場の名称を勝平小学校等共同調理場に改める。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
<p>5 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）：平成29年6月21日公布、平成31年3月1日施行</p>	<p>○改正理由 公職選挙法の一部改正（平成29年法律第66号）に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員の選挙における候補者は、市の費用負担の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

「単行案」 2件

6 住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件

2 市は、市議会議員の選挙における候補者が選挙運動用ビラの作成により支払うべき金額について、費用負担の限度額の範囲内において、ビラの作成を業とする者に直接費用を支払うこととする。

○施行期日等

平成31年3月1日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。

○牛島・仁井田地区の住居表示の実施区域およびその方法を定めようとするもの

実施区域	実施面積	対象世帯数	住居表示の方法
牛島・仁井田地区（牛島字東潟敷、仁井田字西潟敷および新中島の各一部）	0.176km ²	約700世帯	街区方式

7 秋田市総合環境センター最終処分場排水処理施設大規模改修工事請負契約を締結する件

※提出根拠法：住居表示に関する法律第3条第1項

○秋田市総合環境センター最終処分場排水処理施設大規模改修工事請負契約を締結しようとするもの

- ・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
- ・契約金額 604,800,000円
- ・契約先 水 i n g ・能登谷建設工事共同企業体
- ・工期 平成32年3月19日まで
- ・工事概要
 - 処理能力 2,000m³/日
 - 処理方式
 - 旧埋立地浸出水
 - 酸化凝集沈殿＋砂ろ過
 - 現埋立地浸出水
 - 生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過
 - 整備埋立地浸出水
 - カルシウム沈殿＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

「 予 算 案 」 3 件	
8	平成30年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
9	平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
10	平成30年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
「 決 算 認 定 」 3 件	
11	平成29年度秋田市水道事業会計決算認定の件
12	平成29年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
13	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件
「 追 加 提 案 」	
「 人 事 案 」 1 件	
14	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件
	○公平委員会委員松橋彰雄氏の任期満了(平成30年9月30日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 4年 ※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項
「 決 算 認 定 」 1 件	
15	平成29年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件